居住地（お住まいの住所）と住民票の住所が一致している。

いいえ

はい

借金の返済に充てるつもりである。

はい

いいえ

生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業を利用し、その支援を受ける世帯（予定も含む）。

いいえ

はい

以下に掲げる「対象費用」によって一時的に著しい生活困窮に陥っている世帯。

① 医療費又は介護費の支払い等、臨時の生活費が必要な時
② 火災等被災によって生活費が必要な時
③ 初回の年金、保険、公的給付及び給与の支給開始までに生活費が必要なとき
④ 給与等の盗難によって生活費が必要なとき
⑤ 生計中心者の賃金の未払い、遅配により生活費が必要なとき
⑥ 会社からの解雇、休業等による収入減のため生活費が必要なとき
⑦ 滞納していた税金、国民健康保険料、年金保険料の支払いにより支出が増加したとき
⑧ 公共料金の滞納
⑨ 生活困窮者自立支援法に基づく支援
⑩ その他

いいえ

貸付対象外となります。市役所内にある生活困窮者自立相談支援機関に相談されることをお勧めします。

はい

電話や面接で聞き取りをした結果、貸付の条件に合わないと判断された場合。

対象となる世帯か、ならない世帯か、収入などをお伺いして確認させていただきます。
聞き取りの上、申請できるようであれば申請書類等をお渡しさせていただきます。
（収入の上限基準として、生活保護基準の 1.8 倍以内となっています。家族構成や人数によって異なりますので一度お電話下さい。）